

市内のお買い物で スクラッチカード を手に入れよう

東久留米市スクラッチカード発行事業

最大2,000円分のお買い物券が当たるチャンス!

市では12月9日(金)から、市内経済の活性化のため、対象店舗で一定金額以上のお買い物をした方にスクラッチカードを配布します。ぜひ市内でのお買い物をお楽しみください。

☎スクラッチ事業コールセンター ☎050・3091・9590(午前9時半～午後4時半(正午～午後1時を除く)) ※12月1日(木)開通予定

配布期間 12月9日(金)～各店舗の在庫がなくなり次第終了(配布期限5年1月31日(火))

お買い物券使用可能期間 12月9日(金)～5年1月31日(火)



参加方法

- 市内対象店舗で一定金額以上の買い物を
してスクラッチカードを取得
(1会計で最大5枚まで配布)
- 軽くこすって金額が出ればその金額
のお買い物券として次の会計から使
えます
- ハズレでも10枚集めれば「ハズレ券」
交換場所で500円券1枚に交換可能

出る賞は全部で4種類

- 特賞 2,000円
- 1賞 1,000円
- 2賞 500円
- 末賞 ハズレ

500円の店舗は 500円以上(税込)のお買い物ごとに1枚
2,000円の店舗は 2,000円以上(税込)のお買い物ごとに1枚

ハズレ ×10 → 500円

対象店舗や詳細は今号の折込チラシ、または同事業特設サイトをご覧ください。



同事業特設サイト

12月26日(月)まで！ 国民健康保険税口座振替推進キャンペーン

新たに国民健康保険税の口座振替をお申し込みいただいた方、および既に口座振替をされている方の中から抽選で1,000人の方に1,000円分のQUOカードをプレゼントする「国民健康保険税口座振替推進キャンペーン」の終了期限が迫っています。納め忘れがなく便利な口座振替をご利用いただき、納期内納付にご協力をお願いします。口座振替の申し込み方法など、詳細は市庁舎をご覧ください。


☎12月26日(月)までに国民健康保険税の口座振替を申し込まれている方で、かつ次の条件をすべて満たしている方

- ▼令和4年度の国民健康保険税が課税されている納税義務者
- ▼キャンペーン終了時点(12月26日)で市税(料)の滞納がない方
- ▼抽選時点で口座振替実績のある方


※4年度に新規で口座振替をお申し込みいただいた方は当選確率が2倍になります。

☎自動エントリーのため、申し込み不要です。当選者の発表は発送(5年2月上旬予定)をもってさせていただきます

☎納税課管理係 ☎042・470・7729、
✉(nozei@city.higashikurume.lg.jp)



市庁舎



新期迫る！
お申し込みは、12月26日(月)まで！
国民健康保険税を口座振替で納めて…
QUOカードを当てよう！
国民健康保険税を口座振替で納付された方の中から抽選で、1,000名様に1,000円分のQUOカードをプレゼント!!
新規申込者は当選確率が2倍！
約4人に1人(市)が当たる確率です！
口座振替の申込方法を今すぐこちらからチェック！
(キャンペーンの詳細も確認できます)
お問い合わせ先 東久留米市 納税課 管理係 042-470-7777(代表)

同キャンペーンのポスター

納期内納付にご協力をお願いします

納期限までに納付がなかった方には、督促状や催告書の送付、電話催告などを行っていますが、これらの費用はすべて税金から支出しています。

また、納期限までに市税などを納めないと、令和4年の場合、年8.7%の延滞金(納期限の翌日から1カ月までは年2.4%)を併せて納付する必要があります。お手持ちの納税通知書に同封されている納付書で納期内の納付をお願いします。各税・料ごとの納期限は上表をご覧ください。なお、市税などの納付は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマホ決済でできます。詳細は市庁舎をご覧ください。


■市税などの納付に困ったらご相談を
病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、納税課にご相談ください。電話相談も随時受け付けています。

税金の納め忘れがある方には督促状を送付しますが、それでも納付がない場合には勤務先へ給与状況などの照会や、財産の調査を行っています。同調査の結果、財産が判明した場合は、国税徴収法などに基づく差し押さえを執行しています。

■12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です
都と市区町村では、「滞納はさせない 放置しない 逃がさない」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指し、連携して徴収対策に取り組んでいます。

令和4年度 市税などの納期一覧表

区分	固定資産税・都市計画税	市・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	
			介護保険料	後期高齢者医療保険料
12月	3期(26日)		6期(26日)	6期(26日)
1月		4期(31日)	7期(31日)	7期(31日)
2月	4期(28日)		8期(28日)	8期(28日)
3月			9期(27日)	



新型コロナウイルス ワクチン関連情報

区市新型コロナワクチンコールセンター(市コールセンター)
 ☎042・420・7177(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)
 FAX042・477・0033(聴覚に障害がある方などの相談)
 ※詳細は市HPをご覧ください。



◆5年1月の集団接種の予約を4年12月7日(水)から開始します

対象者 3回目・4回目・5回目の接種券をお持ちの方
 ※2回目・3回目・4回目の接種を8月15日～31日に行った方には、3回目・4回目・5回目の接種券を11月22日に発送済みです。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

予約方法 集団接種予約サイトでのウェブ予約、または、市コールセンターへの電話による代行予約

予約受付開始日時 12月7日(水)午前9時から
 ※同日時から集団接種予約サイトを公開します。



接種日時・会場など いずれも正午～午後5時、イオンホール、わくわく健康プラザ

- ① 5年1月14日(土) ② 1月15日(日)
- ③ 1月28日(土) ④ 1月29日(日)

※ワクチンは各日750人分(予定)で、モデルナ社製(オミクロン株対応)です。
 ※集団接種予約サイトはシステムメンテナンスのため、12月5日(月)午後5時～7日(水)午前9時は利用できません。
 ※イオンホールはイオンモール東久留米2階(南沢5-17-62)です。接種に関するお問い合わせはイオンでは受け付けていません。

◆接種券の発送

2回目・3回目・4回目の接種を9月1日～15日に行った方への3回目・4回目・5回目の接種券は12月7日(水)に発送予定です。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

※オミクロン株対応ワクチンは3回目以降の接種となる方を対象に1人1回のみ接種が可能です。



◆12月17日(土)に3回目接種を対象とした「予約なし接種」を実施します

対象 18歳以上で、市が発行する3回目接種券をお持ちの方

接種日時・会場 12月17日(土)午後2時半から・わくわく健康プラザ

受付時間 午後2時15分から

定員 30人(予定。接種できる人数には限りがあります)

持ち物 接種券が印字された予診票、予防接種済証、本人確認書類

注意 会場の状況により、受け付けから接種までに時間を要することがあります

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談

※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780
同センター医療機関案内専用ダイヤル ☎03・5320・4327
(いずれも24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

引き続き感染対策を意識し、人と人との距離の確保、手洗い・咳エチケットなど、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市HPをご覧ください。



新型ウイルス感染症相談窓口 ~まずは電話で相談を~
 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談
 ※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。
 ●東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780
 同センター医療機関案内専用ダイヤル ☎03・5320・4327
 (いずれも24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
 ●東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111
 (土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

国民年金 だより
 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を
 国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日～12月31日の間に納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。
 このため、1月1日～9月30日の間に保険料を納付された方へ、日本年金機構から11月に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しましたので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。
 また、10月1日～12月31日の間に、初めて保険料を納付された方には、5年2月上旬に送付予定です。
 なお、ご家族の保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができませんので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。
 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・0003・0004 をご利用ください。
 区武蔵野年金事務所 ☎0422・561411

5年度入学予定のお子さんの入学通知書を送ります
 市教育委員会では、5年4月に小・中学校入学予定のお子さんがいるご家庭へ、就学指定校(住民基本台帳の住所に基づき指定)や入学期日などを記載した入学通知書を4年12月中旬に発送します。5年1月6日(金)までに入学通知書が届かない場合や、次に該当する方は、学務課学事係までご連絡ください。
 ▼住所変更予定の方▼市立小学校に入学する方で、就学時健康診断を受けていない方
 関係 ☎042・470・7779

障害者の方へ、償却資産申告書のご提出
 償却資産とは、事業を営んでいる方が、その事業に用いるために所有している構築物・機械・器具などの資産であり、固定資産税の課税の対象となります。
 償却資産を市内に所有している方は、5年1月1日時点の資産の所有状況を、5年1月31日(火)までに申告してください。今年度申告書提出した方には、12月上旬に申告書と申告方法についての案内を送ります。償却資産を所有する方で、用紙が届かない場合はお問い合わせください。申告は申告書の郵送のほか、eLTAXによる電子申告、窓口での提出で行えます。
 ※eLTAXでの申告の詳細は市HPをご覧ください。
 関課税課家屋資産係 ☎042・470・7727

市民生活
 事業者の方へ、償却資産申告書のご提出
 償却資産とは、事業を営んでいる方が、その事業に用いるために所有している構築物・機械・器具などの資産であり、固定資産税の課税の対象となります。
 償却資産を市内に所有している方は、5年1月1日時点の資産の所有状況を、5年1月31日(火)までに申告してください。今年度申告書提出した方には、12月上旬に申告書と申告方法についての案内を送ります。償却資産を所有する方で、用紙が届かない場合はお問い合わせください。申告は申告書の郵送のほか、eLTAXによる電子申告、窓口での提出で行えます。
 ※eLTAXでの申告の詳細は市HPをご覧ください。
 関課税課家屋資産係 ☎042・470・7727

子どもと教育
 5年度入学予定のお子さんの入学通知書を送ります
 市教育委員会では、5年4月に小・中学校入学予定のお子さんがいるご家庭へ、就学指定校(住民基本台帳の住所に基づき指定)や入学期日などを記載した入学通知書を4年12月中旬に発送します。5年1月6日(金)までに入学通知書が届かない場合や、次に該当する方は、学務課学事係までご連絡ください。
 ▼住所変更予定の方▼市立小学校に入学する方で、就学時健康診断を受けていない方
 関係 ☎042・470・7779

障害者理解を
 障害を持つことは、誰にでも起こりうる身近な問題です。普段健康に過ごしている方でも、不意な事故や病気の進行などにより、突然障害を抱えてしまうことがあります。しかし、障害を抱えていても、周りの方を抱えていても、周りの方を支えることができる場合もあり、さまざまな制度を活用することで、地域で自立した生活を営むこともできます。
 障害の内容や程度は人によりさまざま、外見からは分からない障害を持つ方もいます。障害のある方が暮らしやすい社会とはどのような社会なのか、この機会に考えてみませんか。
 ◎ヘルプカード・ヘルプ手帳
 市では、障害のある方や難病に罹患している方が、周囲の人に支援や配慮をお願いしやすくなるため、緊急連絡先や必要な支援内容などを記した「ヘルプカード」

ヘルプカードとヘルプ手帳
 あなたの支援が必要です。ヘルプカード
 あなたの支援が必要です。ヘルプ手帳
 ▲ヘルプカードとヘルプ手帳

5年1月7日(土)に消防団出初式を開催します

当日は消防団員の永年勤続表彰と、退団者へ感謝状を贈呈します。また、消防団によるパレードや一斉放水などを実施します。

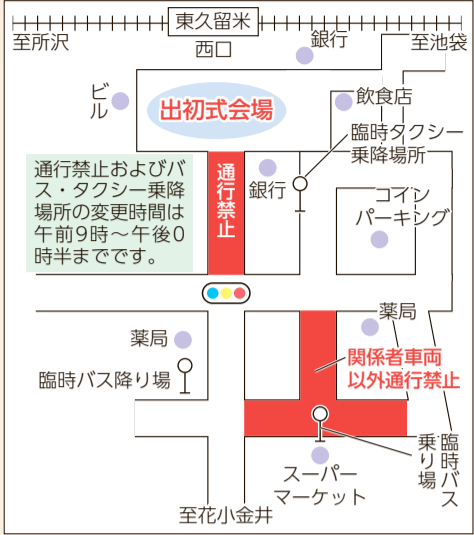
■5年1月7日(土)午前10時～正午(午前9時45分からパレード入場)

場東久留米駅西口ロータリー

※当日午前9時～午後0時半は西口ロータリーから最初の交差点までの間(右図参照)で交通規制を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

注当日は午前10時に開催を告げるサイレンが市内で一斉に鳴ります。火災ではありませんのでご注意ください

問防災防犯課 ☎042・470・7769



市児童発達支援センターわかくさ学園 5年度入園児募集

対象児童心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童
募集人数7人程度。選考審査により入園の可否を決定します

申込方法12月1日(木)～9日(金)に、所定の入園用紙(わかかくさ学園で配布)に必要事項を記入の上、同学園までお申し込みください
問同学園 ☎042・467・3275

住環境

4年度東京都消防褒賞贈呈式

11月22日に都庁で「4年度東京都消防褒賞」の贈呈式が行われました。

市消防団からは、第二分団の松浦政雄氏、秋野昌広氏、第三分団の高橋広一氏、第九分団の佐々木明氏の4人が受賞しました。各氏は市消防団員を拝命して以来、長年に渡って数多くの災害



TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(木)～7日(水)は「TOKYO交通安全キャンペーン」期間です。同キャンペーンは、春・秋と並び「第二の交通安全運動」として、年末期における交通事故および渋滞の防止を図ることを目的としています。

市内でも期間中、交通安全協会を中心に交差点での安全指導を行います。

キャンペーンの重点項目①高齢者を始めとする歩行者の安全確保②歩行者等の保護など安全運転意識の向上

問田無警察署 ☎042・467・0110、または市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

現場へ出場し、市民の生命や財産を守ってきた功労および訓練や警戒などに積極的に精励されたことから、受賞となりました。

市民の安全のため、今後ますますの活躍を期待しています。

問防災防犯課 ☎042・470・7769

及び飲酒運転等の危険運転の根絶③自転車の交通事故防止④二輪車の交通事故防止⑤電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底⑥違法駐車対策の推進

安全な自転車利用を
冬は日没時間が早く、夕方になると一気に暗くなります。自転車に乗る際には、夜間はもちろん、夕暮れ時にも必ずライトを点灯することを心がけましょう。

また、傘差し運転や自転車運転中の携帯電話の使用、ヘッドホンを着用しながらの運転などは禁止されています。自転車安全利用五則を守って安全な運転を心がけましょう。

11月1日から内容が新しくなりました。

①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先②交差点では信号一時停止を守って、安全確認③夜間はライトを点灯④飲酒運転は禁止⑤ヘルメットを着用

問田無警察署 ☎042・467・0110、または市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

鳴りますか？家庭の住宅用火災警報器

警報器の設置が義務付けられてから10年以上が経ちました。古くなった警報器は、部品の劣化や電池切れなどで、火災を感じしなくなる恐れがあります。この機会に警報器の点検・交換を検討しましょう。

点検は定期的に本体のボタンを押すか、付属のひもを引くことで点検できます。正常であれば、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。音が鳴らない時は、すぐに機器を交換しましょう

日頃のお手入れ警報器がほこりなどで汚れていると、火災を感じにくくなります。定期的に清掃しましょう

交換の目安警報器の製品寿命は約10年です。設置から10年を目安に交換してください

問東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119 (内線322)

問東京消防庁公式アプリ
消防や救急の情報を入手できます

QRコード
東京消防庁公式アプリ

パブリックコメント
募集

「(仮称)東久留米市第4次男女平等推進プラン(素案)」

男女共同参画社会の実現に向け策定した「東久留米市第3次男女平等推進プラン」

「今後の東久留米市立児童保育所の運営方針」の改訂

市では、元年8月に策定した「今後の東久留米市立児童保育所の運営方針」に基づき、児童保育所への民

間活力の導入に向けた具体的な行動計画を示す「東久留米市立児童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」に沿って、児童保育所への民間活力の導入などに取り組んでいます。こうした児童保育所への民間活力の導入により、運営方針策定前と現在の児童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、11月に運営方針を改訂しました。改訂後の運営方針は、市政情報コーナー(市役所1階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市庁舎)で閲覧いただけます。

「意見の提出方法」閲覧期間中に(必着)、「第4次男女平等推進プラン」素案への意見と明記して、住所・氏名・年代(例「20代」)・意見(書式自由)を記入の上、〒203-8555、市役所生活文化課宛て郵送、FAX(042-472-1131)、または ☎(seikatsubunka@city.higashikurume.go.jp)で提出を

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

職員募集

子育て支援課産育休代替職員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 5年1月1日～3月31日(4月1日以降条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 週5日。月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時半～午後5時

勤務場所 子育て支援課(市役所2階)

勤務内容 同課業務全般に関する事務補助

募集人数 1人

報酬など 時給1072円(別途、交通費相当額などの支給は市の規定による)

応募書類 市販履歴書(写真添付)

申請 12月8日(木)までの月曜～金曜日の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)

その他 応募書類を直接同課保育・幼稚園係(市役所2階)へ持参を。書類選考後、対象者のみ面接の上決定。提出された書類は返却しません

問い合わせ 042・470・7745

学童保育所職員(会計年度任用職員・専門職)

任用期間 5年1月1日～3月31日(4月1日以降条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 月曜～土曜日、月124時間、午前8時15分～午後7時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務場所 市内学童保育所

勤務内容 学童保育所における児童の育成支援など

募集人数 2人(うち1人は産育休代替職員)

報酬など 月額20万8980円(別途、交通費相当額などの支給は市の規定による。社会保険の加入あり)

応募書類 ①市販履歴書(写真添付) ②資格証明書の写し ③「児童厚生員」として仕事をすることで大切にしたいことについて考えや意見を原稿用紙で800字以内にとめた小論文

健康課保健師産育休代替職員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 5年1月1日～3月31日(4月1日以降条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 週5日。午前8時半～午後5時

勤務場所 健康課(わくわく健康プラザ内)

勤務内容 母子保健事業への従事

募集人数 1人

報酬など 時給1750円(別途、交通費相当額などの支給は市の規定による)

応募書類 履歴書(写真添付)と資格証明書の写し

申請 12月1日(木)～27日(火)に、事前に健康課へ連絡の上、応募書類を直接同課へ持参を。書類選考後、面接の上決定。提出された書類は返却しません

問い合わせ 042・470・7735

健康課保健師産育休代替職員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 5年1月1日～3月31日(4月1日以降条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 週5日。午前8時半～午後5時

勤務場所 健康課(わくわく健康プラザ内)

勤務内容 母子保健事業への従事

募集人数 1人

報酬など 時給1750円(別途、交通費相当額などの支給は市の規定による)

応募書類 履歴書(写真添付)と資格証明書の写し

申請 12月1日(木)～27日(火)に、事前に健康課へ連絡の上、応募書類を直接同課へ持参を。書類選考後、面接の上決定。提出された書類は返却しません

問い合わせ 042・470・7735

健康課保健師産育休代替職員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 5年1月1日～3月31日(4月1日以降条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 週5日。午前8時半～午後5時

東村山税務署からのお知らせ

駐車場について

5年1月～4月中旬の期

東村山税務署からのお知らせ

駐車場について

5年1月～4月中旬の期

東村山税務署からのお知らせ

駐車場について

5年1月～4月中旬の期

東村山税務署からのお知らせ

駐車場について

5年1月～4月中旬の期

東村山税務署からのお知らせ

駐車場について

5年1月～4月中旬の期

東村山税務署からのお知らせ

駐車場について

5年1月～4月中旬の期

消費税のインボイス制度について

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

消費税のインボイス制度

医療や調理師業務に従事する方は届け出が必要

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

医療に就事する方

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

シルバー人材センター

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

TAMA市民塾

体験型農園グリーンファーム東久留米

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

体験型農園

3年度人事行政の運営などの状況をお知らせします

市では、市民の皆さんに市の人事行政についてお知らせするため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与の状況などの概要を公表しています。なお、詳細は市HPおよび市政情報コーナー(市役所1階)でご覧いただけます。



市HP

☎職員課人事給与担当 ☎042・470・7716

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用、退職など(3年度)

Table showing recruitment and resignation statistics for 3 years.

※職員数は、一般職に属する職員数です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

Table showing departmental staff counts and reasons for changes.

※1 職員数は、一般職に属する職員数です。
※2 [] 内は、条例定数の合計とその増減人員数です。

(3) 年齢別職員構成の状況(4年4月1日現在)

Table showing age distribution of staff members.

※職員数は、一般職に属する職員数です。

2 職員の競争試験の状況(3年度)

Table showing competitive exam results for various positions.

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

Table showing personnel expenses.

(2) 職員給与の状況(普通会計決算)

Table showing staff salaries.

※1 職員手当には、退職手当を含みません。
※2 職員数は、3年4月1日現在の一般職に属する普通会計部門の職員数です。(再任用短時間勤務職員を除く)
※3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

Table showing Laspaire index for Higashikurume City and National Average.

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(4年4月1日現在)

Table showing average age and salary of staff members.

Table showing average age and salary of staff members (continued).

※1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。ただし、期末・勤労手当は含みません。
※3 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
※4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は「アスタリスク(*)」としています。その他、数値のない欄については、「ハイフン(-)」としています。

(5) 等級別・職制上段階別の職員数の状況(4年4月1日現在)

ア 行政職給料表(一) 等級別基準職務表

Table showing staff counts by grade and position for administrative roles.

※端数処理のため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

イ 行政職給料表(二) 等級別基準職務表

Table showing staff counts by grade and position for administrative roles (continued).

※端数処理のため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(6) 職員手当の状況

期末手当・勤労手当(3年度)

Table showing end-of-year and labor allowances.

※1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
※2 1人当たりの平均支給額は、特別職を除いた額です。

退職手当(3年4月1日現在)

Table showing severance pay statistics.

※1 1人当たりの平均支給額は、3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額となっています。
※2 1人当たりの平均支給額は、特別職を除いた額です。

地域手当(3年4月1日現在)

Table showing regional allowance rates.

時間外勤務手当

Table showing overtime allowance statistics.

その他の手当(4年4月1日現在)

Table showing various other allowances and benefits.

特別職の報酬などの状況(4年4月1日現在)

Table showing compensation for special positions.

4 職員の分限および懲戒処分状況

Table showing disciplinary actions.

5 職員の研修および人事評価制度の状況(3年度)

(1) 職員の研修の状況

Table showing training activities.

(2) 人事評価制度の実施状況

職員の能力・業績を公正に把握し、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、人材育成に努め、住民サービスの向上を図ることを目的として人事評価制度を実施しています。

市民伝言板

会員募集

- ◆本村小体操会=日曜日を除く週6日午前6時半〜7時
◆久留米市ラジオ体操クラブ=毎日午前6時20分〜6時50分(雨天中止)
◆久留米市ラジオ体操連盟=毎日午前6時10分〜7時
◆語学(現代英語学習会)=毎月4回

- ◆英語(英会話サロン)=毎週金曜日午前10時〜正午
◆自然(多摩野鳥写真クラブ)=毎月1回
◆詩吟(令和吟詠会)=毎月2回
◆中国語会話(F・S)=毎月2回

- ◆語学(英会話サロン)=毎週金曜日午前10時〜正午
◆自然(多摩野鳥写真クラブ)=毎月1回
◆詩吟(令和吟詠会)=毎月2回

催し

- ◆バレーボール市民大会(久留米市バレーボール連盟)=中学生の部が12月17日(土)午前9時から、一般男女の部が5年1月8日(日)

- ◆和と洋の小物展〜クリスマスプレゼントも見つかる!(和洋四家)=12月8日(日)〜25日(日)
◆英会話カフェ(ウラウライングリッシュ)=12月19日(月)午後2時〜3時半